

## 第5章 混合所有化へ向かう国有企業

著者	今井 健一
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	アジ研トピックリポート
シリーズ番号	30
雑誌名	中国・過渡期の政治経済 第十五回党大会に見る口 ードマップ
ページ	55-71
発行年	1998
出版者	アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00009562">http://hdl.handle.net/2344/00009562</a>

## 第5章

# 混合所有化へ向かう国有企業 —— 党大会以後の企業改革

### はじめに

今回党大会は、1993年の第十四期三中全会で打ち出された国有企業の混合所有化路線を、4年余りの実践と論争を経て公式に再確認した。これは今回党大会の経済面での最大の成果といえる。本章では93年以来今回党大会に至るまでの企業改革の流れを振り返り、党大会後の企業改革と市場経済化の方向を展望する。結論として、今後中国の経済体制は、混合所有の市場制度の上に行政と企業が不即不離の関係を取り結ぶ、東アジア型市場経済の一形態に収斂していく、との見通しを示す。

### 1. 第十五回党大会と企業改革

1990年代に入って中国の市場経済化は急速に進展した。諸産業全般にわたる膨大な国有企業の存在は、中国が「社会主義市場経済」を標榜する残された拠り所である。郷鎮企業、外資系企業などの成長とともに国有企業の比重は急速に低下してきたとはいえ、総資産、粗付加価値額などの指標では依然として支配的なシェアを占めている（図1）。

1993年以降の成長減速の中で、国有企業の経営は悪化している。企業経営の悪化は二つの危機をもたらしている。第一は800万人を越える都市の実質的失業であり、第二は国有銀行四行の融資残高の2～4割に相当するといわれる不良債権の累積である。いずれも経済・社会の不安定化につながる危険をはらむ。このような状

況の下で開催された第十五回党大会で国有企業改革についてどのような方針が打ち出されるかは、もっとも注目を集めた問題の一つだった。

### 1-1. 三中全会路線を忠実に継承

党大会の江沢民報告（以下、「報告」）は、「公有制を主体とし、さまざまな所有制経済を共に発展させることは、我が国社会主義初級段階の基本経済制度の一つである」として、1992年10月の第十四回党大会と翌93年11月の第十四期三中全会以来の社会主義市場経済路線を継承する姿勢を鮮明にした。

図2では、企業改革に関する三中全会決定（以下、「決定」）と今回大会の「報告」の基本方針を比較している。第十四期三中全会の「決定」は、「近代的企業制度の整備」（原語は「建立現代企業制度」）という表現で、株式制を国有企業改革の基本的な方向とした。また、小型の国有企業は請負やリースなどと並んで、株式合作制への転換や集団・個人への売却を認め、事実上の民営化を容認した。この意味で第

図1 依然大きい国有企業のシェア（鉱工業／1996年）

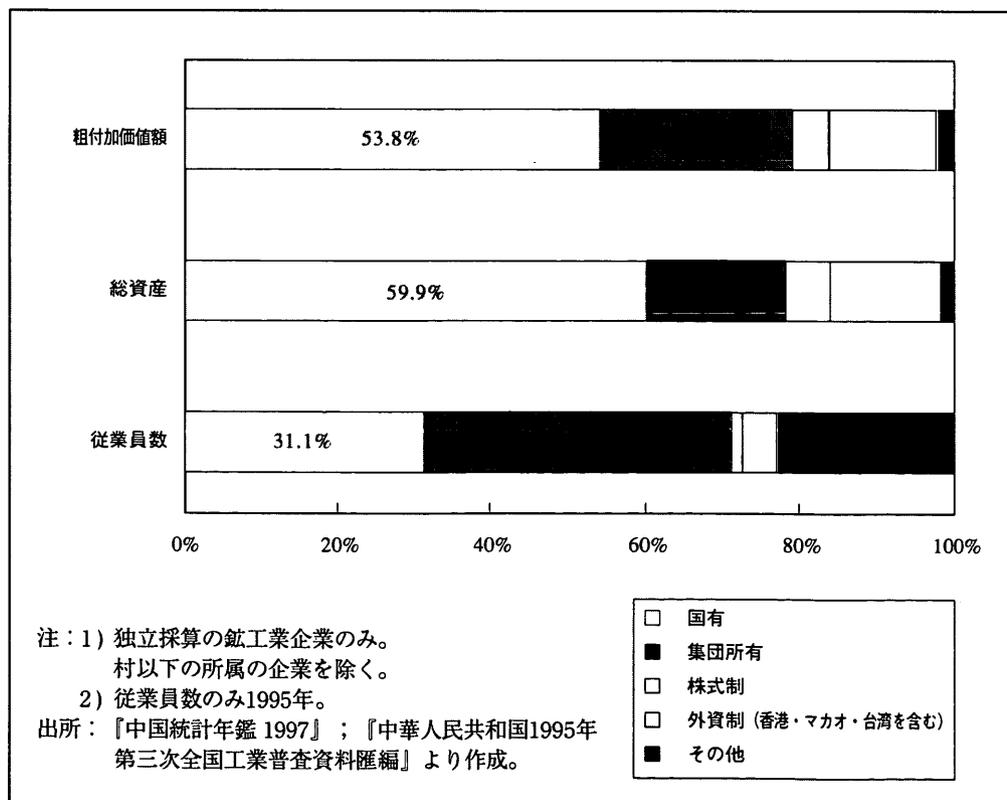


図2 第十四期三中全会から第十五回党大会へ—企業改革の基本方針比較

第十四期三中全会決定 (1993年11月14日)	第十五回党大会江沢民総書記報告 (1997年9月12日)
<p>* 公有制を主体とし、多種の経済成分を共に発展させる方針を堅持しなければならない。</p>	<p>* 公有制を主体とし、多種の所有制経済を共に発展させることは、我が国の社会主義初級段階の基本経済制度の一つである。</p>
<p>* 所有権の流動と再調整にともなう、財産が混合所有される経済単位はますます多くなっており、新たな財産所有構造の形成が進むことが見込まれる。</p> <p>* 全国については公有制は主体的地位を占めるべきだが、一部の地域や一部の産業では異なった状況があつてよい。</p> <p>* 公有制の主体的地位は、主として、国家と集団所有の資産が社会総資産の中で優位を占め、国有経済が国民経済の根幹を掌握し、経済発展に主導的な役割を果たすという形に具体化される。</p>	<p>* 公有制経済は国有経済と集団所有経済を含むのみならず、<u>混合所有経済の中の国有成分と集団所有成分をも含んでいる。</u></p> <p>* 公有制の主体的地位は、主として、公有資産が社会総資産の中で優位を占めること、<u>国有経済が国民経済の根幹を掌握し、経済発展に主導的な役割を果たすという形に具体化される。</u>これは全国についてであつて、一部の地域や一部の産業では異なった状況があつてよい。</p>
<p>* 会社において国有株がどの程度の比重を占めるのが適切かは、産業や株式の分散度によって異なった対応をとつてよい。ある種の特殊な財を生産している会社や軍需企業は、国家の単独出資経営とすべきである。支柱産業や基礎産業に属する主力企業については、国家は資本支配を保持しつつ非国有資金の出資を認めることで、<u>国有経済の主導的役割と影響範囲の拡大を実現すべきである。</u></p>	<p>* 公有制の優位性については、量的な優位性を保つことが必要であると同時に、<u>質的な改善を重視する必要がある。</u></p> <p>* 国有経済が主導的な役割を果たすのは、もっぱら影響力の強さを通じてである。<u>戦略的に国有経済の配置を調整する必要がある。</u>国民経済の根幹に関わる重要な業種や鍵となる領域では、<u>国有経済は支配的地位を保たなければならない。</u>その他の領域では、資産の組み直しと構造調整を通じて重点を強化し、<u>国有資産全体の質を引き上げることができる。</u></p>
<p>* 公有制を主体とし、所有権のつながりを結びつきの主なよりどころとする地域・業種をまたがる大型企業集団を発展させ—一般の小型国有企業は、請負経営やリース経営を実施してもよいし、株式合作制に改組してもよいし、集団や個人に売却してもよい。</p>	<p>* 公有制主体を堅持し、<u>国家が国民経済の根幹を掌握し、国有経済の影響力と競争力が強化されるという前提の下では、<u>国有経済の比重がある程度低下しても、我が国の社会主義的性格に影響することはない。</u></u></p> <p>* 国有経済全体の活性化を重視し、<u>大企業に重点を置き、小企業を自由化し、<u>国有企業に対して戦略的な改組を実施する。</u></u></p> <p>* 資本による結びつきをよりどころとして、市場を通じて競争力ある地域・業種・所有制・国境を越えた大企業集団を形成する。<u>改組・連合・合併・リース・請負経営や株式合作制、売却などの形式による国有小型企業の自由化・活性化の歩みを速める。</u></p>

注：強調は引用者による

出所：筆者作成

十四期三中全会は、国有企業改革の最大の転換点となった。これと比較すると今回大会の「報告」は、画期的な内容を欠いている。図2に示すように、基本的論点の一部は「決定」の繰り返しにすぎない。企業改革に関して今回党大会は、第十四期三中全会の路線をほぼ忠実に継承したといえる。

### 1-2. 乗り越えられた路線論争

第十四期三中全会以来4年の歳月が経過しているにも関わらず今回党大会が画期的な方針を打ち出すことができなかつたことは、改革の停滞とみるべきだろうか。事実はむしろ逆である。「決定」が打ち出した画期的な方針が4年間の実践と論争を経て再確認されたことの意味は、軽視されるべきではない。

1992年初の鄧小平「南巡講話」以来の改革加速を受けた第十四期三中全会の「決定」は、多分に現実の先取りの性格を備えていた。上場企業数は93年末時点でわずか181社と株式化は端緒に着いたばかりであり、中小企業の非国有化は諸城市（山東省）、宜賓県（四川省）など一部小都市で中央の正式な認可のないまま進められているにすぎなかつた。「決定」が株式化や非国有化を公式に認めて以来、この数年間実践面では少なからぬ進展があつた。しかし株式制の全面導入や中小国有企業の非国有化政策を中心とする新路線は、イデオロギー面で一部の強い批判にさらされてきた（注1）。

「報告」が路線論争を乗り越えて「決定」の路線を再確認した具体例は、株式合作制の扱いである。一種の従業員所有である株式合作制は、公有制の枠内に収まることや雇用への影響が少ないとみられることから、中小国有企業の改組の望ましい形態として中央政府・地方政府によって推奨されてきた。しかし保守系の一部論者は、個人や企業への国有企業の売却などの直接的な私有化に反対するのみならず、株式合作制をも「何ら集団所有経済としての性質を持たず…完全に資本主義の株式制企業である」など、激しい非難を投げかけてきた（注2）。今回「報告」は「労働者の労働の結びつきと労働者の資本の結びつきを主体とする集団所有経済は、特に提唱し奨励することが必要である」と述べて、「決定」よりもさらに明確に株式合作制を支持する姿勢を打ち出した。

### 1-3. 国有部門の「戦略的改組」—混合所有化と構造調整の加速へ

株式合作制の例にみられるように、「報告」は「決定」の路線を踏襲しながら、

「決定」と比較して明らかに一步踏み込んだ表現をとっている。最も重要な点は、「公有制」の概念を調整するとともに、国有部門の「戦略的改組」を改めて強調したことである。

「報告」は従来曖昧だった「公有制」の範囲を、「国有経済と集団所有経済を含むのみならず、混合所有制経済の中の国有部分と集団所有部分を含んでいる」という形で明確化した（注3）。従来の公式概念による国有企業は、国が資本を全額出資する純国有企業（「国有独資企業」、以下国家全額出資企業）のみを指している。この場合国有企業が株式化していったん国以外の出資者からの出資を受け入れれば、国有企業の範疇から外れてしまうことを意味した。これでは公有制を主体とするという建前と、株式化の促進という改革の基本方針が衝突してしまう。混合所有制形態－具体的には株式制－における国の出資分を公有制の範囲に含めることで、このようなイデオロギー上の矛盾を回避できる。つまり、株式化によって純国有企業の比重が減少しても、国有資本が支配的な比重を占めていさえすれば、公有制の主体としての地位は影響を受けないことになる。これによって、「決定」で打ち出された混合所有制路線は一層強化されるだろう。

今回党大会が公有制の範囲の調整に踏み切ったもう一つの背景は、国有部門の「戦略的改組」の促進の必要である。国有部門の「戦略的改組」は、業種と規模の二つの側面で国家資本の配置を再調整することを内容とする。業種の面では国家資本を水道・電力や鉄道など自然独占業種、郵便・通信や国防など安全保障に関わる業種、ハイテクなどリスクが高く非国有資本には参与しにくい重要業種、自動車など基幹的な製造業に集中し、一般の製造業からは段階的な撤退を進める。規模の面ではいわゆる「大企業を支持して小企業を自由化する」（原語は「抓大放小」）に示されるように、重要企業に支援を集中して中小企業は非国有化をも容認していく。

国有部門の「戦略的改組」という表現は、政府の公式文書としては1996年3月に全国人民代表大会を通過した第九次五カ年計画及び2010年長期目標綱要に初めて登場した。しかし発想そのものは、すでに第十四期三中全会の「決定」で明確に打ち出されており、同じく93年に制定された公司法にも体现されている（次節参照）。

結局のところ今回党大会の意義は、実務のレベルで着実に進展しつつある変化を党が公的に追認することで、イデオロギー論争に最終的な決着をつけたことにあるといえよう。今後は現行の改革路線がイデオロギー面で揺らぐことは当面あるまい。むしろ問題になるのは、株式化・混合所有制化と構造調整の推進に際して実務面で生

じる困難にどのように対処していくかに集約されていくことになる。

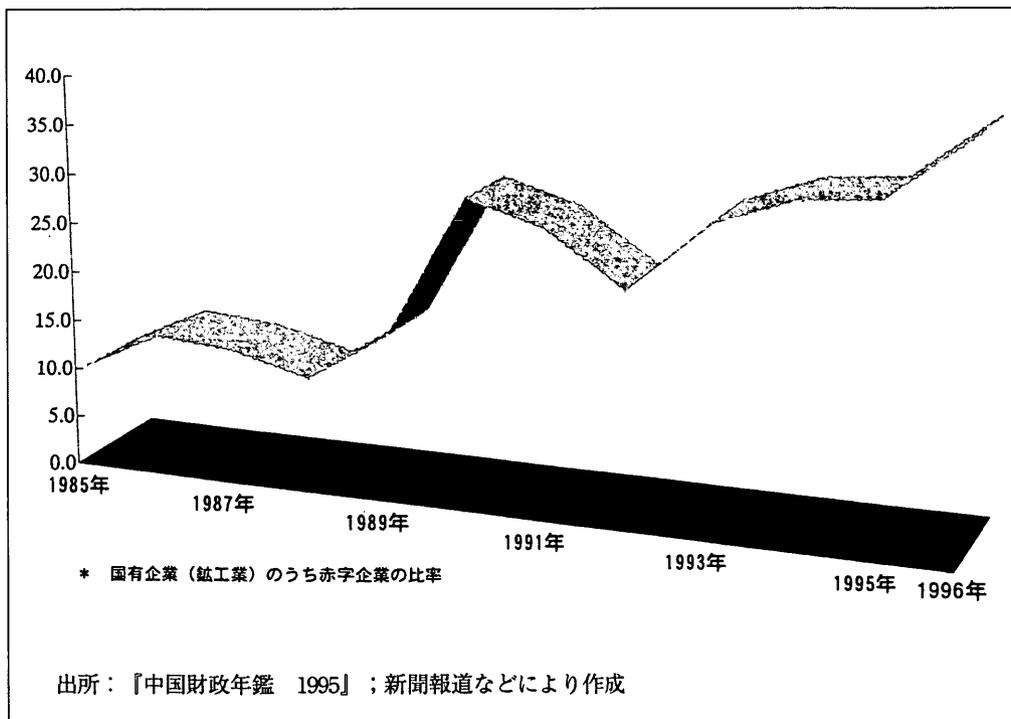
## 2. 1993年以降の企業改革

今回党大会の意義が1993年以降の改革の趨勢を党として公式に肯定することにあつたとすれば、今後の改革の方向を考えるためには、ここ数年の歩みとその成果を省みることが不可欠である。以下では93年以降の改革の流れを振り返ったうえで、今後の方向を展望する（注4）。

### 2-1. 1993年の大転換の背景

1980年代後半以降93年末まで国有企業の支配的な経営制度だった請負責任制は、経営者に一定範囲内での自主裁量権を与え、利潤追求への意欲を引き出すことに成果を挙げた。しかし皮肉なことに、企業への自主権付与が進んだ80年代末以降、国有企業の経営はむしろ急速に悪化する（図3）。90年代の経営悪化の要因と、

図3 進む国有部門の赤字化



それに対応する大企業に重点を置いた改革措置の概要を図4にまとめた。

従来国有企業の経営非効率の要因としてたびたび指摘されてきたのは、国有企業が余剰労働力の吸収や社会サービスの提供など、過重な社会的任務を負ってきたことである。この問題は基本的に1980年代から一貫して存在した。90年代の経営悪化の要因として一層重要なのは、企業統治 (corporate governance) 制度あるいは経営メカニズムの問題である。

1980年代の改革は企業に利潤追求の動機を与えたが、経営の当事者に経営結果の最終責任をとらせる仕組みを確立することには失敗した。90年代には都市の消費市場は売り手市場から買い手市場に転換したが、国有企業は80年代の惰性で市場の容量を超えた拡張投資を進め、その結果多くの業種で設備の深刻な遊休が発生し、経営悪化を招いた (注5)。経営の悪化にも関わらず、賃金は下方硬直的に引き上げられてきた (注6)。

過剰投資や過大な賃金引き上げの根底にあるのは、ソフトな予算制約下での経営責任の欠如である。そもそも国からみれば、社会の安定という重要な社会的任務を負っている国有企業に対して、ハードな予算制約を厳格に課することはできなかった。このことが認識されるとともに、企業統治制度ひいては国有制度のあり方そのものを対象とする、包括的な改革の必要性が論じられるようになった。

1992年の第十四回党大会での「社会主義市場経済」路線確立を受けた翌93年11月の第十四期三中全会は、企業改革上最大の転機となった。前節でも触れたように三中全会「決定」は、「近代的企業制度の整備」という表現で、株式制に代表される有限責任制と所有主体の多様化 (=事実上の混合所有化) を企業改革の根幹に据えた。

## 2-2. 公司法の制定—混合所有化の法的枠組みの確立

「決定」以後の企業改革の重要な法的基盤は、1993年12月に全人大常務委員会を通過・成立し翌94年7月に施行された公司法 (会社法) である (注7)。公司法は有限責任の企業形態として有限責任会社と株式有限公司 (原語は「股份有限公司」) の二形態を規定している。前者は日本の有限会社、後者は株式会社にはほぼ相当する (注8)。法案作成に当たっては主要諸国の会社法が参考にされており、日本の会社制度と比較しても法規定上企業統治の構造はほぼ同様である。

公司法の最大の特徴は、第2章第3節で有限責任会社の特殊形態として、国家全

額出資公司（「国有独資公司」）に関する規定を置いていることである。なかでも、同節冒頭にある第64条の次の規定が重要である。「国务院が確定した特殊な財を生産する公司または特定の業種に属する公司は、国家全額出資公司の形態をとるべきものとする。」この規定は事実上、今後は国有部門でも混合所有を一般的形態とし、国家全額出資は特殊な業種に限ることを意味する。「決定」が打ち出した国有部門の戦略的改組と投資主体の多元化の方向を法的に裏付ける規定であるといえる。もっとも現段階では国有企業の大多数は依然として国家全額出資形態であり、法的規定というよりは政策目標を示すものである。

### 2-3. 企業統治制度の改革へ

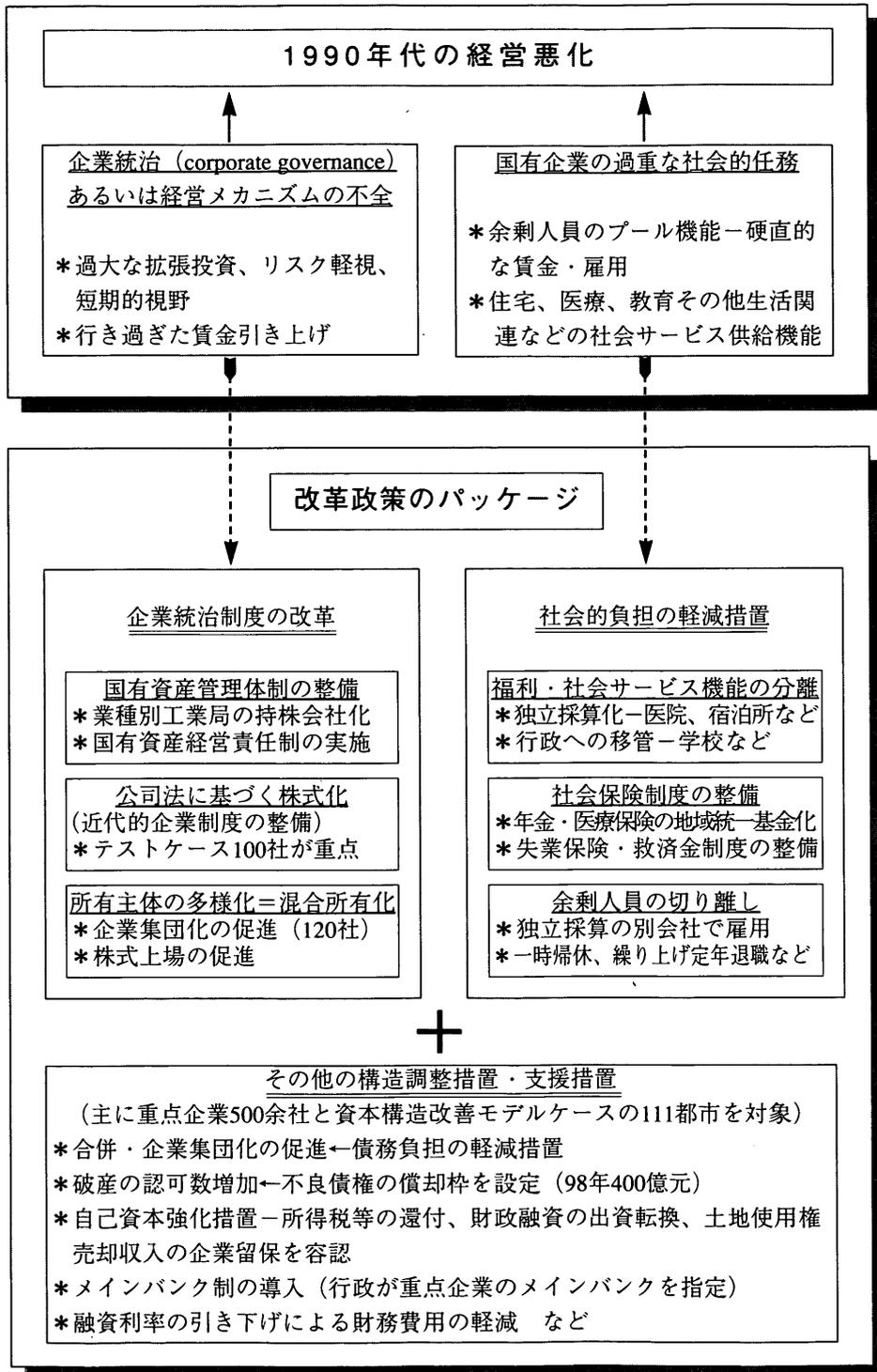
「決定」以来の企業改革は「大企業を支持し、小企業を自由化する」というスローガンに示されるように、大企業を重点とする。大きく分けて、企業統治制度の改革と、各種の支援措置の実施の二方面で進められている（図4）。

企業統治制度の改革は、公司法に基盤を置く市場経済的な企業統治制度＝いわゆる「近代的企業制度」を整備することで、経営の自律性を認めつつ出資者＝所有者による企業経営の監督を強化することを目標とする。1994年に主要国有企業100社が中央政府により近代的企業制度整備のモデルケースとして選定され、95年から2年の年限で、公司法に則った企業制度へ転換する作業が進められてきた（注9）。その後進展は当初の計画より大幅に遅れ、実施年限は1年延長されて97年末までとされた。地方行政レベルでも同種のモデルケースとして全国で約2,500社が選定されている。これらのモデルケース企業は、すべて公司法上の有限責任公司（国家全額出資または複数主体の出資）あるいは株式有限公司に転換していくことになる。

### 2-4. 国有資産管理体制の整備

出資主体の多元化が目標であるとはいえ、現状では国は依然として最大の出資主体である。企業統治体制の改革と平行して、国が出資者として企業経営を監督する体制の整備が進められている。この面では市のレベルでの改革が中央や省に先行している。上海市では1993～94年に大幅な改革が実施され、従来国有企業を直接監督してきた業種別工業局を再編成して業種別持株会社に改組し、市政府首脳が構成する市国有資産委員会が持株公司に対してそれぞれの業種の国有資産の経営を委託するという体制が形作られた。各持株公司は改革当初は継続して市財政からの予算

図4 国有企業経営悪化の要因と改革の枠組み



注：1) 本図は主として大企業を重点とする改革措置を示す。  
 2) 図中 → は因果関係、- → は問題と対策の関係を示す。  
 出所：筆者作成。

供与を受けていたが、段階的に独立採算化が進められており、最終的には行政から独立した企業体となることが目標である。近年は上海型の国有資産管理体制が全国的なモデルとなりつつある。

この他、国家全額出資企業に対する過渡的な企業統治制度として、「資産経営責任制」の実施が進められている。これは企業経営者と監督行政部門との間で、国有資産（正確には企業の純資産）の増加率や利潤などを主な指標とする目標達成契約を取り結び、通常1年を単位として達成度により経営者に対し賞罰を行うという制度である。

## 2-5. 大企業支援の強化

本来は企業統治制度の改革こそが企業改革の核心であるが、1995～96年頃からはむしろ、大企業を主な対象に実施されている社会的負担の軽減や構造調整などの支援措置に重点が移ってきている感がある。こうした支援措置は近代的企業制度モデルケース企業と並んで、95年から中央政府により「資本構造改善モデルケース」に指定された都市を重点として実施されている。モデルケースには当初18都市が指定された。その後対象都市数は96年に58都市、97年には111都市に拡大し、主要都市の大部分（省・自治区政府所在都市と直轄市はすべて）を含むまでになった。

社会的負担の軽減については、余剰人員の分離、年金・医療保険の地方ベースの統一基金化、社会サービスの独立採算化（食堂や医院など）・地方行政への移管（学校など）などが進められている。その他の支援措置としては、国有鉦工業企業で実質8割近いといわれる負債比率（負債／総資産）を引き下げることが最大の眼目である。所得税・付加価値税の還付、財政融資の出資への転換や、土地使用権売却収入の一部を企業に留保させることなどによる自己資本強化措置が採られている。

モデルケース対象都市でこれらの負担軽減措置とならんで重視されているのが、合併・破産によるストック調整の実施である。合併促進のため、経営不振企業を合併した場合には合併された企業の既存債務の利払い軽減措置が認められている。合併による救済が困難であり破産せざるを得ない場合は、資産の処分収入を従業員の雇用対策に重点的に充てるなど社会的影響を抑えるための措置が認められている。

この他、中央政府では主要国有企業1,000社を重点支援対象に指定している。第1期として300社に対して国家経貿委・人民銀行がメインバンクを指定して資金面

での支援を仲介するなどの措置が実施され、97年には200社が追加され全体で500社が現在実施対象となっている。

## 2-6. 中小企業は自由化へ

小企業についてはリースや請負など従来型の改革に加えて、国有部門の戦略的改組の流れに沿って従業員や他企業、個人、外資などへ売却する動きが進みつつある。小企業自由化は1992年頃から山東省諸城市、四川省宜賓県など一部の小都市で試験的に進められていたが、「決定」によって事実上公認されて94年以降全国に広がった。96年には国家経済貿易委員会の「国有小型企業を自由化・活性化に関する意見」が国務院の認可を経て発出され、中央政府の政策として確立した。

自由化が進展している地域で主流となっているのが、企業の純資産全体を従業員に売却する株式合作制である。この場合企業の所有制区分は国有から集団所有に転換することになり、公有制の範疇にとどまることになる。株式の譲渡は通常現職従業員間でのみ認められることが特徴であるほかは、各地によってさまざまな形態がとられている。公司法の規定には通常適合せず（注10）、97年11月ようやく国家体制改革委員会がガイドラインを制定したが、法的規制といえるものは依然として存在しない。

## 3. 1997年以降の企業改革の趨勢—混合所有化と構造調整

今回党大会で最近数年間の企業改革の方向がイデオロギー的にも肯定されたことで、改革の歩みは速まりつつある。以下では最近の進捗状況をまとめたうえ、今後を展望する。

### 3-1. 加速する中小企業改革

中小企業改革はこの数年一部地域で急速に進んできた。早くから中小企業自由化の試行を実施していた山東省や四川省などでは、すでに大部分の国有中小企業で改革が実施されているとされる。株式合作制化や個人・他企業への売却などの非国有化がどの程度の比重を占めるかについては量的なデータは乏しく、公式統計でも省単位で国有企業数が減少しているのは天津など少数の省・直轄市に止まる。このため実態を正確に把握することは難しいが、株式合作制化や個人・他企業への売

却が主流となりつつある模様である（注11）。今後は国有企業全般の経営が悪化する状況で地方政府は支援の重点を絞らざるを得なくなっており、中小企業の非国有化は今後一層加速するだろう。

とはいえ、自由化に伴う困難も大きい。株式合作制は公式には肯定的な側面が強調されているが、従業員全員が意志決定に参加するという建前には限界があるだろう。最近是比较的規模の大きい企業も株式合作制に転換する例が現れているが、規模が大きいほど意思決定をある程度集権化する必要が生じてくる。事実、今回党大会「報告」の公式的な注釈書では、比較的大きい企業の場合には管理者・経営者の持ち分を大きくすることが適当であるという表現で、事実上「従業員民主」の限界を認めている（注12）。株式合作制化の進展している上海では、管理者・経営者の持ち分を15%～30%まで認める措置がすでに検討されている（注13）。加えて、将来資金調達のために外部への株式売却が必要になる事態も考えられる。結局株式合作制は過渡的な形態であり、長期的には資本主義国の中小企業と同様の存在になっていく見込みが大きい。

### 3-2. 国有資産管理体制整備の進展と限界

国有資産管理体制の整備で先行した上海では、持株公司による資産経営が構造調整に成果を挙げているとされている。しかし一部では国家株の管理権限を与えられた監督行政機関が、所有者として企業経営への介入を強化するなど、改革に逆行する現象も生じている。国家全額出資企業を対象に実施されている資産経営責任制は、経営目標が行政と企業の一対一交渉で決定されるなど、過去の請負制に類似する点が多い。

結局国有資産管理体制の整備が企業統治制度の改革の面で実質的な成果を挙げるためには、持株公司など国家株の経営主体が行政からの基本的な分離を完了し、また一定の混合所有化が進むなどの前提条件が満たされる必要があるだろう。

### 3-3. 着実に増加する株式制企業

国有企業全体の株式化の進捗状況については系統だったデータが公表されていないため、実態を正確につかむことは難しい。株式制企業（株式有限公司、有限責任公司）全体の増加を表1にまとめた。1993年以降両形態の企業数が年率30%を越える速度で増加していることがわかる。株式有限公司は最低資本金の規定が1,000

万円と大きいため、国有企業を母体とするものが大多数である可能性が高い。少なくとも数量の面では、株式化は93年以來着実に進展してきていると推測できる。株式制企業と上場企業が鉱工業部門の売上高、資本（純資産）、総資産総額に占め

表1 株式化の進展（1993～96年）

	1993年	1996年	伸び率（年平均）
株式制企業総数	約1.2万社	約3.2万社	39%
うち：株式有限公司 （上場企業）	3935社 167社	約9000社 530社	32%
有限責任公司	約8000社	約2.3万社	42%
うち：鉱工業企業 非鉱工業企業	2579社 約9500社	7760社 約2.4万社	44% 36%

注：1) 「株式制企業」は株式有限公司と有限責任公司の総和。

2) 1996年のデータについては鉱工業企業を除いて時点が特定されていないが、文脈により96年と推定した。

3) 鉱工業企業は独立採算企業のみ。

出所：『瞭望』新聞週刊、1997年第36期、5～6ページ；『経済日報』1997年8月6日；『中国経済体制改革年鑑』各年版；『中国統計年鑑』各年版；『中国上市公司基本分析』各年版より筆者作成。

表2 全企業に対する株式制企業・上場企業の比重（独立採算の鉱工業企業） (%)

	1993年	1994年	1995年	1996年
売上高総計	100.0	100.0	100.0	100.0
株式制企業	3.8	5.9	4.9	5.3
上場企業	n.a.	n.a.	3.5	3.9
資本総計	100.0	100.0	100.0	100.0
株式制企業	6.6	8.8	7.2	8.3
上場企業	n.a.	n.a.	4.4	6.4
総資本総計	100.0	100.0	100.0	100.0
株式制企業	3.1	6.6	5.5	6.6
上場企業	n.a.	n.a.	3.1	4.7

注：1) 株式制企業は株式有限公司と有限責任公司。

2) 上場企業は上海・深圳両証券取引所合計。

3) 上場企業の売上高は本業の売上高のみ。

出所：次の2資料より算出：『中国統計年鑑』各年版；中国誠信証券評估有限公司編『中国上市公司基本分析 1997』北京、中国科学技術出版社、1997年

る比重を表2にまとめた。企業数ほど飛躍的な伸びではないが93年以来着実に上昇してきている（注14）。97年には上場企業数が前年末の530社から一気に745社まで増加した。

### 3-4. 所有主体多元化＝混合所有化の進展

1994～95年には大規模な国有資産センサスが実施されたが、結果はごく一部しか公表されていない。国有企業混合所有化の実態は株式化の場合以上に把握が難しい。

近代的企業制度整備の重点であるモデルケース100社の場合、混合所有形態を実現しているのは2割（株式会社11社、有限責任公司6社）に過ぎず、8割の企業は国家全額出資公司の形態をとっている。国家全額出資公司の場合株式化されたとはいえ経営者は依然として監督行政機関によって任命されるなど、企業統治制度に大きな変化は期待できない。企業の低収益性、社会的負担の分離の困難などのため、モデルケース指定企業の混合所有化は地方行政指定のものも含め期待された速度では進んでいないとみられる。

一方、いくつかの方面では進展の兆しが見てとれる。所有関係の系統的なデータが公表されている上場企業では、国家株の比重低下と混合所有化の進展は明らかである（表3）。鉱工業企業では1995年に行われた第三次センサスの結果、同年の国家資本支配企業の資産総額は9,340.4億元だった。これは国家全額出資と国家資本

表3 上海・深圳証券市場上場企業の株式所有多元化 (%)

	1993	1994	1995	1996
流通株計	28.8	32.9	35.4	35.2
A株	16.8	20.9	21.1	22.0
B株	6.4	6.1	6.6	6.3
H株	5.7	6.0	7.7	6.9
未流通株計	71.2	67.1	64.6	64.8
国家株	48.1	42.7	38.3	35.0
法人株	21.3	23.1	25.2	27.6
その他	1.7	1.3	1.2	2.2
総計	100.0	100.0	100.0	100.0

注：上海、深圳両証券取引所上場企業の総計。

出所：中国誠信証券評估有限公司編『中国上市公司基本分析 1997』北京、中国科学技術出版社、1997年

支配の二形態をあわせた全国有鉦工業企業の資産総額 5兆6,812.5億元の16.4%に相当する(注15)。

### 3-5. 構造調整の加速

1994年の近代的企業制度整備のモデルケース開始によって本格化した企業統治制度の改革は、当初予想されたよりはるかに時間のかかる作業であることがはっきりしてきている。党大会と前後して政府は、長期的な作業である企業統治制度の改革と並んで、当面企業の集団化や合併・破産などの構造調整に重点を置く姿勢をみせている。同時に、党大会によって従来の企業改革路線が確認・強化されたことで、93年来増えつつあった企業間の自発的な連合や合併も増加してきているとみられる。

政府は社会的コストの大きい破産をできるだけ避け合併の形をとることを推奨している。構造調整の重点地域である資本構造改善モデルケース都市では、昨年1～9月期に111のモデルケース都市で623社が吸収合併された。大企業支援政策の一環として、行政主導による企業集団の形成も加速している。象徴的なケースとして97年11月に南京の主要石化メーカー4社と江蘇省石油集团有限公司が連合し、中国東聯石化集团有限公司が設立された。こうした企業間連合や吸収合併は、混合所有化を進めるうえでも一定の成果を挙げているといえる。一方、行政主導のため非効率が生じる可能性も指摘されている。

破産のペースは政府の管理下に置かれているが、経営の悪化と共に政府は望みのない企業は積極的に破産させる方針に転じており、破産企業数も急増している。1997年1～9月期にモデルケース都市で389社が破産手続きを完了した(いずれも国有企業のみ)。銀行の不良債権償却率は97年の300億元から98年には400億元、99年には500億元に拡大されることが決まっており、一層の加速が見込まれる。

### 3-6. 今後の展望

国有企業の経営悪化の背景には都市の就業保障という社会的任務があったことはすでに指摘した。改革の進展と成長の鈍化に伴って都市の就業状況は悪化しており、東北など一部地域では社会不安を招いている。このため政府は今後改革を進めるにあたって慎重な姿勢を大きく変えることはないだろう。

しかし今回党大会で既定の改革路線が確立・強化されたことは、困難のために立ち止まるよりは前に進むことで困難を解決していく途を中国政府が選択したことを

意味している。今後中小企業の自由化と大企業の株式化・混合所有化は着実に進展することになるだろう。一方国は資本所有の比率を低下させても最大の所有主体であることは事実であり、国家所有分を管理する中央・地方政府は依然として企業に対し影響力を行使することができる。今回党大会で確立された路線の下で中国経済は、市場化の度合いを高めつつ政府と企業が不即不離の関係を取り結ぶ、東アジア型市場経済の一類型に発展していくことになるのではないだろうか。

(注)

- (1) この間のイデオロギー論争をまとめた張問敏他編『中国経済大論戦 第二輯』北京、经济管理出版社、1997年、からは、論争の激しさの一端を伺い知ることができる。
- (2) 『真理的追求』1996年第6期掲載の蔣明署名論文（張問敏他編、前掲書、122-125ページに転載）。また、『求是』1996年第6期掲載の齊玉署名論文は、「「所有権制度改革」の皮を被った私有化」を批判している（張問敏他編、前掲書、80ページに転載）。
- (3) この考え方はすでに第14期五中全会閉幕時の江沢民演説で示されている。
- (4) 企業改革全般については、山中直子『中国の国有企業改革-3つの焦点』長銀総合研究所、1997年9月を参照のこと。
- (5) 1995年の第三次鉱工業センサスによれば、調査対象となった鉱工業製品94品目のうち18品目は生産能力の利用度が半分以下、17品目は半分程度であり、あわせて全体の4割近くを占める（趙岷山「我国傍些工業產品生産能力相對過剩原因分析」（『经济管理』1997年第4期〔総第220期〕、12ページ）。
- (6) ここでいう賃金は住宅や福利サービスなどの形での給付も含む。
- (7) 1980年代以来制定作業が続けられてきた同法が「決定」とほぼ時を同じくして成立した事実は、「決定」の企業改革方針が表面的には急激な転換にみえても、実際には党・政府内部での時間をかけた慎重な検討を経た上でのものであったことを示している。
- (8) 中国で株式化（「股份化」）という場合、有限会社形態を含んでいる点は注意を要する。厳密には日本語では「有限責任化」と訳すべきかもしれない。

- (9) その後100社のうち1社は解体、1社は他社に合併された。
- (10) 公司法は有限公司の出資者数を50名以下と定めている。もっとも従業員の持ち株を法人格を有する従業員持株会に集中すれば、従業員所有であってもこの規定をクリアすることは可能である。株式有限公司は出資者数に制限はないが最低資本金1千萬元を要するため、中小企業の株式有限公司化は事実上排除される。
- (11) 魏傑（国家国有資産管理局科研所所長）等によれば、「多くの地方が「売却+株式合作制」を主体とする改革方式を採用し、良好な成果を挙げている」（魏傑、汪異明「“放開国有小型企業”的若干思考」（『經濟問題』1997年1月19日-22日号；中国人民大学復印報刊資料F31「工業企業管理」1997年第4期）、55ページ。中小企業自由化の先行例として著名な山東省諸城市の場合は、改革の対象となった272社（うち国有企業37社、他は集団所有企業）の77%が株式合作制企業に改組された。
- (12) 楊天賜他編『党的十五大報告經濟詞語解釈』中国財政經濟出版社、北京、110ページ。
- (13) 王向陽「上海 濟南進一步放開放活小企業」（『改革月報』（杭州）1996年11月26日-27日号；中国人民大学復印報刊資料F31「工業企業管理」1997年第3期）、61ページ。
- (14) 1994年に株式制企業の比重が各指標ともいったんジャンプしている原因ははっきりしない。93年7月の會計基準変更と関係があるのかもしれない。
- (15) ここでいう「国家資本支配企業」は、国の出資比率が50%以下で最大であるような、相対的支配の企業も含んでいる（したがって外資系企業も一部含まれる）。中華人民共和国国家統計局、第三次全国工業普查弁公室「關於第三次全国工業普查主要数拠的公報」（『人民日報』1997年2月19日第二版）。

（今井健一）